

議案第 23 号

豊橋市指定史跡の指定について

豊橋市文化財保護条例（昭和 31 年豊橋市条例第 23 号）第 26 条の規定により、下記の文化財を豊橋市指定史跡に指定するものとする。

平成 26 年 4 月 24 日

豊橋市教育委員会
教育長 加藤 正俊

記

1. 豊橋市指定史跡の指定（1 件）

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
苗畑 5 号窯跡	1 基	豊橋市大岩町字大穴 1-228	豊橋市

豊橋市指定文化財指定理由書

指定名称 苗畑5号窯跡 なえはたごごうかまあと

指定区分 史跡

員数 1基 (78.68 m²)

時期 平安時代

所在地 豊橋市大岩町字大穴1-228

所有者 豊橋市

管理団体 豊橋市

指定理由

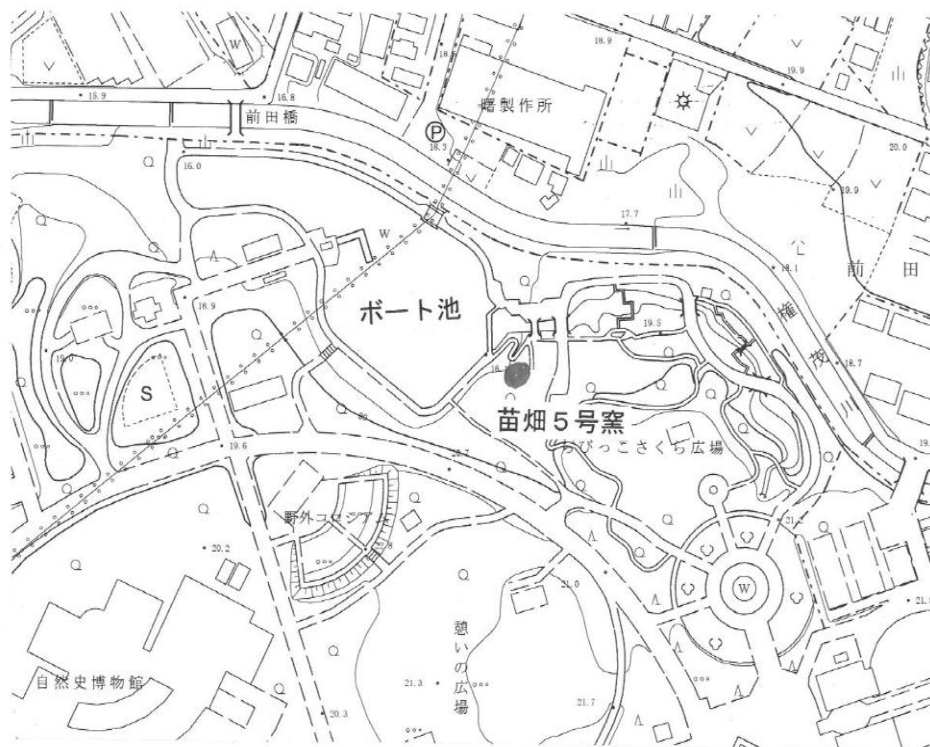
豊橋市東南部の多米町から大岩町を経て西高師町までの東西約6km、南北約7kmの範囲には、平安時代の灰釉陶器や緑釉陶器を生産した窯跡が100基程確認されており、これらをまとめて二川古窯址群と呼んでいる。

この二川古窯址群のほぼ中央には、梅田川左岸に立地している苗畑地区と呼ばれ、18基程がまとまる支群がある。苗畑地区にある古窯は、河岸段丘の斜面を利用して築いた窖窯と呼ばれる構造で、半地下状に地面を掘り窪め天井部を架構したものである。

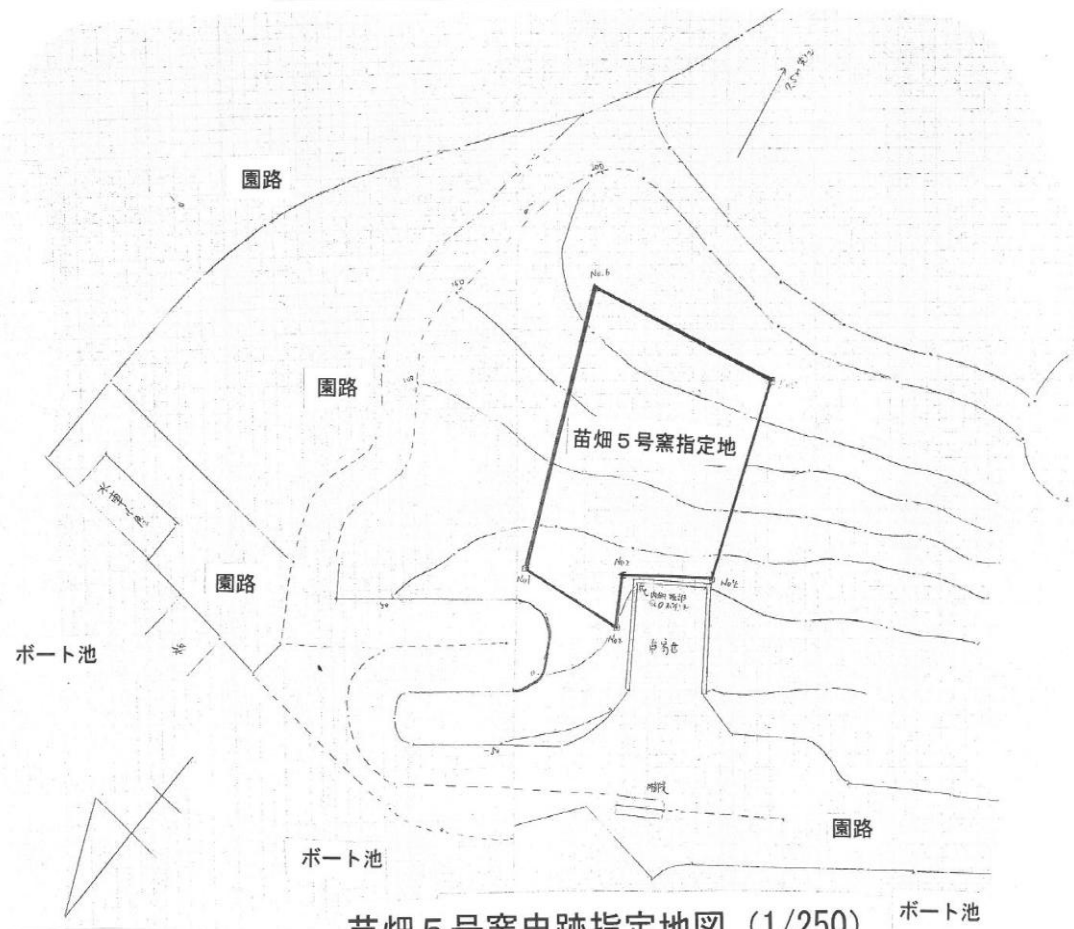
苗畑5号窯は、豊橋市総合動植物公園の建設に伴い、平成6年度に行われた発掘調査で発見されたもので、現在は埋め戻して保存されている。規模は、全長8.7m、最大幅1.1m、残存高0.9mで、天井部や分焰柱のほとんどは既に崩落しているが、それ以外の前庭部から焚口・燃焼部・焼成部・煙出しまでがほぼ完全に遺存している。これまで発掘調査された二川古窯址群の窯跡の中で最も遺存状態は良好で、窯体構造が明らかになるという点で、灰釉陶器窯の基準となる窯跡である。

苗畑5号窯からは、灰釉陶器・緑釉陶器・須恵器などが出土しており、碗・皿・壺・鉢・坏・甕等の多彩な器種が生産されたことが明らかになっている。特に、緑釉陶器は、残存状況の良い皿が出土しており、また、緑釉陶器素地も出土している。二川古窯址群の中で、緑釉陶器が確認されているのは、苗畑5号窯がある苗畑地区だけであり、この中でも、苗畑5号窯が中心的な役割を果たしたものと考えられる。

苗畑5号窯は、窯体構造の詳細が判明し、また灰釉陶器や緑釉陶器の各種碗・皿・壺類、須恵器の甕など多彩な器種を焼成した窯である。本窯は、9世紀後半から10世紀前半の二川古窯址群を代表する窯跡であり、市の文化財に指定して長く保存すべきものである。



苗畑5号窯位置図 (1/2,500)



苗畑5号窯史跡指定地図 (1/250)